

草津市認可小規模保育園
あおば南草津保育園

入園のしおり
(平成28年度)



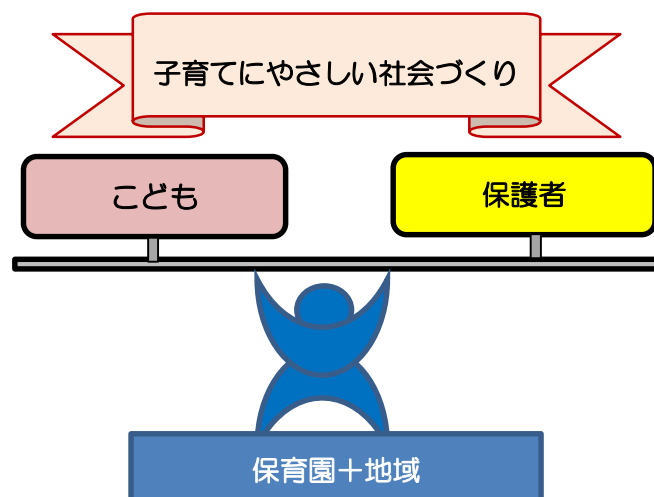
有限会社 ボンサンス

〈ご挨拶〉

あおば南草津保育園は、平成 27 年度草津市小規模保育事業者公募による選定を受け、平成 28 年 4 月オープンの草津市認可小規模保育園です。

当園は、平成 11 年 4 月に草津市野村 4 丁目に開設された、24 時間年中無休の認可外保育所「ブティック草津ルーム」の運営経験をもとに、認可小規模保育園として誕生いたしました。

地域の子育て家庭の「困った」をお手伝いするうちに、たくさん子どもそして保護者の方たちと関わりながら、“喜び”、そして“感動”を頂きました。その全てが私たちの大切な財産となり、感謝の気持ちをこめて、地域のお父さん、お母さんと共に、子どもを第一に考えた保育を日々実践し、子育てにやさしい社会づくりの一翼を担ってまいります。



第1章 あおば南草津保育園概要

第1条（保育理念・保育方針・保育目標）

保育理念、保育目標、保育方針を以下のとおり定めます。

(1) 保育理念

○子どもの最善の利益を優先し、子ども一人ひとりに愛情をもって関わり、子どもの生命・人格・個性を尊重した保育を実践します。

○子どもは社会の宝物として、保護者と共感しながら子ども一人ひとりの健やかな育ちをお手伝いします。

(2) 保育方針

○一人ひとりの子どもの家庭環境に配慮し、個性や発達を理解し、丁寧な保育をします。

○安全安心な生活ができる環境と、子どもがのびのびと自己を発揮できる保育をします。

○保護者、地域とのつながりを大切にし、子育て相談ができる信頼関係を築きます。

(3) 保育目標

○規則正しい生活習慣で育つ健康な子

○仲間を大切にし、共感できる子

○生活や遊びをとおして、豊かな感性をもち表現できる子

第2条（設置者及び保育園名称・所在地）

(1)設置者 有限会社ボンサンス

(2)名 称 あおば南草津保育園

(3)所在地 草津市南草津三丁目1-2 グランノーヴァ1階

第2章 入園及び退園

第3条（入園基準・定員・保育利用の開始）

本園の定員は、子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、以下の通り定めています。

(1)第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、

満1歳以上の子ども 16名

(2)3号認定子どものうち、

満1歳未満の子ども 3名

但し、所定保育室面積内において暫定定員を定める場合があります。

(3)当園は、草津市の利用調整に基づき入所決定された支給認定を受けた保護者が、重要事項説明書等に同意された後に保育の提供の開始となります。

第4条（退園）

次に該当したときは、保育の提供を終了するものとします。

(1)第4条の入園理由が解消したとき (2)利用乳幼児が年度末現在で3歳を迎えるとき (3)長期欠席するとき

(4)その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

第3章 利用方法

第5条（利用者負担とその他費用）

当園を利用した支給認定保護者は、当園に対し市町村長の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとします。

- 2 保育料とは別途に、入園時に以下の費用を徴収させていただきます。
 - (1) 日除け用帽子、連絡帳等（実費相当）
 - (2) 送迎者用の ID カードケース（実費相当）
 - (3) 災害共済掛け金（設置者と保護者との負担額の内、保護者が負担する額）
 - (4) 使用済み紙おむつ等ゴミ処分費（一人当たり月額 400 円）
- 3 その他園の活動の一環として、以下の費用を徴収させていただきます。
 - (1) 行事等（遠足費用等）の実費
 - (2) 写真代

第6条（保育時間）

保育を提供する時間は、以下の通りとします。

- (1) 保育標準時間認定
7時30分から18時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間
なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供します。
- (2) 保育短時間認定
8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間
なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで、または16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供します。

第7条（延長保育料・申込み）

通常の保育料の他に、延長保育料として以下の通り当園に納入して頂きます。

- (1) 1ヶ月間10回迄 1時間400円
- (2) 1ヶ月間11回以上 一律3,900円
- (3) 延長保育を希望される場合、前月15日（休日の場合は前日）迄に、当園に申込みをお願いします。

第8条（休日）

休日を、以下のとおり定めます。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律で定められた休日
- (2) 12月29日より1月3日まで
- (3) その他協力日としてお願いする場合があります。

第9条（欠席・遅くなる時）

児童が欠席、または都合で登園が遅れる場合は、当日9:00迄に園に連絡して下さい。（給食準備、お散歩等保育に支障をきたさない為）

第10条（登園・降園）

登降園については、原則として保護者が付き添って頂き、保育士が確認できるように ID カード（首から下げた状態）の着用をお願いします。

第4章 保育内容

第11条（保育内容）

保育の内容については、児童の年齢、発達に応じて分けて指導計画を立てます。

第12条（日課及び年間行事）

各年齢毎に定めます。年間行事は、別途定めます。

- 2 保護者を伴う園外での行事に関して、園児について保護者の管理責任のもとで参加をお願いする場合があります。

第13条（主な保育事業）

当園が実施する主な保育事業は、以下の通りです。

- (1) 産休明けの保育（生後52日より保育）
- (2) 延長保育（18時30分から19時30分まで）
- (3) 障害児保育（ご相談下さい）
- (4) 保育相談（常時受け付けます）
- (5) 地域の子育て家庭の為の子育て支援講座開催
- (6) 保育所体験保育特別事業
- (7) その他（老人福祉施設訪問、保護者参観他）

第14条（給食の提供）

当園は、以下の通り給食を提供します。

- (1) 自園調理とし、献立については子どもの成長に合わせて栄養のバランスに配慮したものを作成し、園だよりでお知らせします。
- (2) アレルギー対応については、できる限りお子さまに合わせることを基本とします。入園前に主治医からの詳細な指示書を提出して頂き、保護者・園長・調理員・保育士との連携を密にしながら、除去食で対応します。
除去食で対応できない場合、ご家庭からお弁当を持参して頂く等、保護者と話し合いながら対応します。

第15条（健康管理）

園長、職員は、常に園児の健康に留意し、定期健康診断は、年2回以上実施し、その結果を記録するようにします。

- 2 当園は、園児に対して毎月身体測定・体重測定を実施、その他嘱託医による内科健康診断と歯科検診を行います。

第5章 非常災害・感染症対策

第16条（非常災害対策）

当園は、非常その他緊急事態に備え、とるべき処置についてあらかじめ対策を立て、少なくとも毎月1回避難及び消火訓練を行います。

- 2 大型台風襲来等の場合、行政からの指示で休園にする場合があります。休園のお知らせについては、メール等でお知らせします。
- 3 保育施設に被害がない場合、原則として通常の保育を行います。早めのお迎えにご協力頂く場合があります。

第17条（感染症発生への対策）

当園内での感染拡大防止、早期発見に努める為、保護者に連絡し、症状を報告したうえでお迎えをお願いする場合があります。また、受診結果を保育園へお知らせください。

- 2 園児が感染症に罹患、もしくはその疑いがある場合、当園は、直ちに連携医療機関等に状況を報告し、必要な指示を受けます。また、感染症に罹患した場合、当園では学校保健安全法施行規則に基づき、他の児童への感染拡大防止の為に、医師による登園が許可される迄の間、ご家庭での保育をお願いします。

第6章 従事者及び職務

第18条（従事者の区分及び定数）

当園は、以下の従事者を置き、その定数は配置基準を下回らない人数としています。

(1)園長 (2)主任 (3)保育士 (4)調理員 (5)事務員 (6)嘱託医

2 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の従事者を置くことがあります。

第19条（従事者の職務）

- ・ 園長は施設の業務の統轄を行い、会計事務及び行政及び地域との連絡窓口としての業務を行います。
- ・ 主任保育士は、園長を補佐し、保育内容について保育士を総轄します。
- ・ 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行います。
- ・ 調理員は、給食業務に従事します。
- ・ 事務員は、施設長の業務を補佐し、会計事務等を行います。

第20条（個人情報保護に関する方針）

当園は、保護者・園児等の個人情報の扱いについて、その重要性を十分に認識し、個人情報保護に関する法令その他関係法令を遵守するとともに、個人情報保護方針を策定し利用者の個人情報の保護に努めます。

第21条（虐待防止への対策）

当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るための体制の整備を行い、職員に対して研修の実施その他必要な措置を講じます。

第22条（苦情相談窓口）

当園または職員に対する苦情や疑問については、文書または電話、口頭により園長または主任が受付窓口となり必要な措置を講じます。

第7章 雑則

第23条（加入保険）

当園は、万が一の事故等が発生した場合の為に、総合賠償責任保険に加入しています。その他、保護者の同意の上災害共済保険に加入（保育所設置者と保護者の負担）します。

（付則）

この規則は平成28年4月1日から施行します。

あおば南草津保育園での生活

あおば南草津保育園では、作成した保育過程に基づき、子どもの発達に配慮しながら、以下のような日々の保育のプログラムを設定しています。

	0歳児	1歳児	2歳児
7:30	登園・自由遊び（混合保育）		
8:00			
8:30	朝の会・健康チェック・ 散歩	朝の会・健康チェック・ 散歩	朝の会・健康チェック・ 散歩
9:00			
9:30	設定保育	設定保育	設定保育
10:00			
10:30	給食	給食	給食
11:00			
11:30	午睡・検温	午睡・検温	午睡・検温
12:00			
12:30	おやつ	おやつ	おやつ
13:00			
13:30	設定保育	設定保育	設定保育
14:00			
14:30	降園・混合保育		
15:00			
15:30			
16:00			
16:30	延長保育・閉室		
17:00			
17:30			
18:00			
18:30			
19:00			
19:30			

年間行事予定（平成 28 年度）

	親子行事名	行事内容	0 歳	1-2 歳
4月	入園を祝う会	保護者参加	○	○
5月	こどもの日	手作りおやつでお祝い	○	○
6月	健康診断（内科） 歯科健康診断 食育講座 保護者参観	歯科医師（食育指導士）による食育講座	○	○
7月	七夕まつり 保護者面談	七夕の飾りつけ 個別面談	○	○
8月	夕涼み会	縁日風屋台でお買い物、スイカ割り・親子参加	○	○
9月	敬老の日	おじいちゃん、おばあちゃんと遊ぶ会	○	○
10月	ハロウィン 子育て講座 （地域の子育て家庭参加）	ハロウィンパーティー 子どもの発達について（保健師：外部講師）	○	○
11月	健康診断（内科） 保護者面談	個別面談	○	○
12月	クリスマス会	親子で手作り制作	○	○
1月	新年を祝う会		○	○
2月	節分	豆まき	○	○
3月	ひなまつり 卒園・成長を祝う会	てづくりおやつでお祝い	○	○

＜入所時提出書類・入園前の準備＞

書類項目	0歳児	1～2歳児
入園時個人票	○	○
母子手帳（コピーをとった後返却）	○	○
入園前健康診断結果	○	○
既往歴及び予防接種調査票	○	○
児童票	○	○
重要事項説明書についての同意書	○	○
延長保育時間申込書	○	○
健康状況記録	○	○
入園前健康診断結果	○	○
傷害共済保険加入同意書	○	○

＜入園までの準備＞

		0歳児	1歳児	2歳児
汚れもの入れ（スーパーの袋等）		全園児が持参		
布 団	敷き布団	当園で準備		
	掛け布団	冬：毛布又は布団（カバーをかけて、名前をかいてください） 夏：タオルケット（名前をかいてください）		
衣 類 ・ そ の 他	おむつ	7枚（組）	6枚（組）	4枚（組）
	*おむつカバー	布おむつの場合は5枚	布おむつの場合は2枚	布おむつの場合は2枚
	着替え用上着、ズボン	5組	上下4組	パンツ、ズボン5組
	パジャマ	—	—	前開きのもの
	食事用エプロン	2枚	3枚	—
	ミニタオル	2枚	2枚	—
	ガーゼハンカチ（授乳中）	3枚	—	—
	ひも付き手ぬぐいタオル	—	1枚	1枚
	コップ		袋入り	袋入り
歯ブラシ			1	

※掛け布団は、毎週金曜日、土曜日に交換の為、必ず持ち帰って洗濯したものを次の登園時に持参して下さい。

＜保育園からのお願い＞

1. 連絡事項等

- ・住所や勤務先が変わった場合は、速やかに当園にお知らせください。
- ・送迎を父母以外の方に頼む場合は、必ず事前に当園にお知らせください。

<各種申込の手続き・申請書類>

延長保育等に関する申込み

- 早朝保育依頼書（7:30～8:30 迄の早朝保育を希望される場合）……様式1
- 長時間保育依頼書（16:30～18:30 迄の長時間保育を希望される場合）……様式2
- 延長保育申込書（18:30～19:30 迄の延長保育を希望される場合）……様式3

退園時の届出

- 保育所・退所届（退所される方については、早めに園に提出をお願いします）……様式4

感染症・投薬関係

- 登園許可証明書（医師による証明が必要です）……許可①
 - ※切りとって使用してください
 - ※主な感染症について（別添：参考資料S1）
- 与薬について（依頼）
- 与薬依頼書 ……………依頼①

アレルギー対応

- アレルギー（変更届）連絡書……………様式ア1

感染症の登園基準

別添：参考資料 S1

(学校保健安全法施行規則に準じる)

病名	潜伏期間	感染可能期間	主たる症状	登園基準
インフルエンザ	1～2日	感染後約10日	発熱、全身倦怠、筋肉痛、鼻カタル、咽頭痛、咳	解熱した後2日を経過し、元気が良いとき
百日咳	6～15日	感染後約3週	発作性咳の長期反復、持続	特有の咳が消失した時
はしか(麻疹)	10～12日	発疹出現の前後4～5日	上気道のカタル、発熱、粘膜疹、コプリック斑	発疹に伴う熱が下がった後、3日を経過し、元気が良いとき
おたふく風邪(流行性耳下腺炎)	14～24日	明らかな症状を示す7日前からその後9日続く	発熱、耳下腺、舌下腺、顎下腺の腫脹及び圧痛	耳下腺の晴れが消失したとき
三日はしか(風疹)	14～21日	発疹出現の前後7日間	腫々の発疹、軽熱、リンパ腺腫大	発疹が消失したとき
水ぼうそう	11～20日	水泡発現前2～後6日	軽熱、被覆部に発疹、斑点丘疹状→水泡→顆粒状痂皮	全ての発疹が痂皮(かさぶた)になったとき
咽頭結膜熱(アデノウイルス)	5～6日	潜伏期後半～発症後約5日間	発熱、全身症状、咽頭炎と結膜炎の合併症	解熱し、主要症状がなくなった後、2日を経過してから
流行性角結膜炎	1週間以上	発病後約2週間	軽熱、頭痛、全身倦怠、結膜炎、眼瞼浮腫、目やに	医師により感染のおそれがないと認められるまで
急性出血性結膜炎	1～2日	発病後約4日	流涙、結膜充血、眼瞼浮腫、滲出液	医師により感染のおそれがないと認められるまで
手足口病	2～7日	2～7日	感冒様症状、手足口に赤斑→水泡	医師の判断による
りんご病(伝染性紅斑)	17～18日	14～20日	顔面赤斑とくに頬部の赤斑性湿疹	医師の判断による
溶連菌感染症	2～4日	潜伏期後半～発症後約7日間	発熱、咽頭痛、扁桃腺炎、莓舌、頸部リンパ節炎、全身に発疹	医師の判断による
乳児嘔吐下痢症(ロタウイルス・ノロウイルス)	不定期	不定期	発熱、下痢、嘔吐	医師の判断による
感染症胃腸炎(小型球形ウイルス・SRSV)	1～3日		発熱、腹痛、下痢	医師の判断による
マイコプラズマ肺炎(うつる肺炎)	10～24日		咳、発熱、呼吸困難(重症の場合)	医師の判断による
ヘルパンギーナ	2～7日		高熱、咽頭痛、咽頭に水泡	解熱し食事もできて元気になったとき
突発性発疹	約10日		高熱、3日後に全身に発疹	医師の判断による
ヘルペス性菌肉口内炎	2日～2週間		口内炎症	
とびひ(伝染性膿痂症・皮膚化膿症)	2日～10日	水泡消滅まで	主として豆粒大の水疱 自覚症状あまりなし	医師の判断による
水いぼ(伝染性軟属腫)	14～50日		球状のいぼ	医師の判断による

感染症にかかれた時の登園について

保育園は乳幼児が集団で生活をともに過ごす場です。感染性の病気の集団発生や拡大をできるだけ最小限度に防ぐことが大切です。お子さまが感染症にかかれた場合は、医師の診断に従い、園での集団生活に適応できる健康状態に回復してから登園するようご協力をお願いします。

また、登園される際は、主治医より「登園許可証明書（治癒証明書）」を記入してもらい、園へご提出いただきます様をお願いします。

以上
草津市認可小規模保育園
あおば南草津保育園

----- きりとり -----

許可①

登園許可証明書（治癒証明書）

保育園名 _____

児 童 名 _____

病 名 _____

初 診 日 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

感染症の予防にあたり、支障がないので _____ 月 _____ 日より登園を許可します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

主治医

印

早朝保育依頼書

あおば南草津保育園 園長 様

平成 年 月 日

住所

保護者氏名印

連絡先（電話）（ ） -

早朝保育(7:30~8:29)を依頼したいので、次の通り申込み致します。

児 童 名		生 年 月 日	平成 年 月 日生(満 歳)
児 童 名		生 年 月 日	平成 年 月 日生(満 歳)
児 童 名		生 年 月 日	平成 年 月 日生(満 歳)
登園希望時間	午前 時 分	送迎者の勤務先の始業時間	午前 時 分
送 迎 者 の 勤 務 先	会社名[] 所属部課[]		
	電話 () -		
職場と保育園の所要時間	時間 分		
緊急連絡先	連絡場所[] 電話番号 () -		
早朝保育を必要とする具体的な理由		

受 付 印		
園 長	主 任	担当保育士

長時間保育依頼書

あおば南草津保育園 園長 様

平成 年 月 日

住所

保護者氏名 印

連絡先（電話）（ ） -

長時間保育(16:31~18:30)を依頼したいので、次の通り申込み致します。

児 童 名		生 年 月 日	平成 年 月 日生(満 歳)
児 童 名		生 年 月 日	平成 年 月 日生(満 歳)
児 童 名		生 年 月 日	平成 年 月 日生(満 歳)
登園希望時間	午前 時 分	送迎者の勤務先の始業時間	午前 時 分
送迎者の勤務先	会社名[] 所属部課[] 電話（ ） -		
職場と保育園の所要時間	時間 分		
緊急連絡先	連絡場所[] 電話番号（ ） -		
早朝保育を必要とする具体的な理由		

受付印		
園 長	主 任	担当保育士

延長保育申込書

あおば南草津保育園 園長 様

平成 年 月 日

住所

保護者氏名 印

連絡先（電話）（ ） -

次の通り、延長保育を申し込みます。

児 童 名		生 年 月 日	平成 年 月 日生(満 歳)
児 童 名		生 年 月 日	平成 年 月 日生(満 歳)
延長保育期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
父勤務先	会 社 名		勤務先連絡先
	所属部課		携帯電話
母勤務先	会 社 名		勤務先連絡先
	所属部課		携帯電話
祖父母住所			連絡先
祖父母住所			連絡先
迎えの時間	午後 時 分	延長保育を必要とする理由	

承 諾 書

延長保育の実施のために必要があるときは、私たち各人の課税及び就労の状況につき貴保育園が官公署に調査を囑託し、または私たち各人の雇い主その他の関係人に対して報告を求めることを承諾致します。

あおば南草津保育園 園長 様

平成 年 月 日

氏名 印

受 付 印

園 長	主 任	担当保育士

(様式4)

平成 年 月 日

草津市長 様
あおば南草津保育園長 様

(保護者)

住所.....

氏名 印

保 育 所 等 退 所 届

次のとおり保育所等を退所させますので届け出ます。

退所する児童の氏名	
生年月日	平成 年 月 日生まれ
支給認定証番号	
退所する保育所等の名称	あおば南草津保育園
退所予定日	
退 所 理 由
	(住居変更による場合) 転出先 連絡先

施設長印

施設長印